

## 道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（案）について

平成18年6月  
国土交通省  
自動車交通局旅客課**1. 改正の背景**

第164回国会において、自動車交通における利便性及び安全性の向上を図るため、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）が成立し、平成18年5月に公布されたところです。

今般、同法の一部の施行に伴い、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の委任を受けて制定されている省令等について、所要の改正を行うこととしています。

**2. 改正の内容****2-1. 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の一部改正****(1) 乗合旅客の運送に係る規制の適正化関係**

- ①一般乗合旅客自動車運送事業の運行の態様 【法第5条第1項第3号】  
「路線定期運行」のほか、路線定期運行と整合性がとれたものとして、路線を定めて不定期に運行する「路線不定期運行」、路線を定めずに発車時刻又は到着時刻を定めて運行する「区域運行」を定める予定です。
- ②一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画 【法第5条第1項】  
事業計画・路線図等の記載事項について、専用自動車道に係る事項を削除するなど簡略化を図った上で、路線、営業区域、営業所ごとに配置する事業用自動車の数、自動車車庫の収容能力等一般乗合旅客自動車運送事業の態様に応じたものを規定する予定です。
- ③一般旅客自動車運送事業の許可申請に係る添付書類 【法第5条第2項】  
専用自動車道に係る書類を削除する予定です。
- ④運賃の上限認可に係る原価計算書の添付の省略 【法第9条第1項】  
既存の路線定期運行が廃止された場合における代替運行の運賃について、廃止された路線における上限認可運賃を上回らない場合に、原価計算書の添付を省略する予定です。
- ⑤旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして事前届出となる運賃 【法第9条第1項】  
路線定期運行のうち定期観光運送、一時的な需要による運送等に係る運賃、路線不定期運行のうち旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいと認められる運賃及び区域運行に係る運賃等を規定する予定です。
- ⑥運賃に係る関係者の合意 【法第9条第4項】  
運賃に係る関係者の合意がある場合として、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、関係する住民その他の利用者、地方運輸局の職員、事業者団体、労働組合その他学識経験者等地域の実情に応じて必要となる者から構成される協議会において協議が調っている場合を規定する予定です。
- ⑦事業計画の変更の事前届出 【法第15条第3項】  
事業計画を変更した場合の事前届出事項を、営業所ごとに配置する事業用自動車の数等一般乗合旅客自動車運送事業の態様に応じて規定する予定です。
- ⑧事業計画の変更の事後届出 【法第15条第4項】

事業計画を変更した場合の事後届出事項を、事務所の名称・位置等一般乗合旅客自動車運送事業の態様に応じて規定する予定です。

⑨自動車に関する表示 【法第95条】

路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業用自動車については行先と運行系統、区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業用自動車については区域運行を行う自動車であることが分かる旨の表示を義務付ける予定です。

⑩地方的な路線 【道路運送法施行令（昭和26年政令第250号）第1条第1項第1号】

路線不定期運行の路線を地方的な路線とする予定です。

## （2）自家用有償旅客運送関係

①運送の主体 【法第78条第2号】

市町村や特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）のほか、社会福祉法人、商工会議所、商工会、医療法人等を規定する予定です。

②運送の種類 【法第78条第2号、第79条の2第1項第2号】

- ・市町村が、専らその区域内の住民を運送するもの（以下「市町村運営有償運送」という。）、
- ・NPO等が、運送の区域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者のうち、当該運送主体の会員登録を受けた者及びその同伴者を運送するもの（以下「過疎地有償運送」という。）、
- ・NPO等が、要介護認定を受けた者や身体障害者手帳を交付された者等であって、単独ではタクシー等を利用することが困難な者のうち、当該運送主体の会員登録を受けた者及びその付添人を運送するもの（以下「福祉有償運送」という。）

の3種類とする予定です。

③自家用有償旅客運送の登録・更新登録・変更登録

【法第79条の2第1項第3号、第79条の6第1項、第79条の7第1項・第3項】

路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数等を登録事項とし、更新登録を行う場合には、登録の有効期間の満了日の2月前までに申請を行わなければならない旨を規定する予定です。

登録事項のうち、路線又は運送の区域を増加する場合、自家用有償旅客運送の種別を変更する場合を変更登録の対象とする予定です。（変更登録の対象とならない登録事項は、法第79条の7第3項の国土交通省令で定める軽微な事項となります。）

④登録の申請時に必要となる添付書類 【法第79条の2第2項】

定款、欠格事由（法第79条の4第1項第1号～第4号）に該当しないことを証する書類、自家用有償旅客運送を行うことについて関係者の協議が調っていることを証する書類、使用する自動車の使用権原を証する書類、運転者が一定の要件を満たしていることを証する書類、運行管理及び整備管理の体制を記載した書類、損害賠償のための措置を講じていることを証する書類、事故時の処理体制を記載した書類等を規定する予定です。

⑤運送の区域 【法第79条の2第1項第3号】

協議会を主宰する地方公共団体の区域のうち、自家用有償旅客運送を実施することについて協議会において協議が調った地区とする予定です。

⑥登録証の交付及び備え付け 【法第79条の3等】

自家用有償旅客運送者登録簿に登録した場合において、自家用有償旅客運送者に対して国土交通大臣が登録証を交付するとともに、自家用有償旅客運送者は登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備えなければならない旨を規定する予定です。

⑦自家用有償旅客運送に係る関係者の合意 【法第79条の4第1項第5号】

自家用有償旅客運送に係る関係者の合意がある場合として、地方公共団体、関係する一般旅客自動車運送事業者、関係する利用者その他の住民、地方運輸局の職員、事

業者団体、労働組合、地域において移動制約者の移送を行っているNPO等その他学識経験者等地域の実情に応じて必要となる者から構成される協議会において協議が調っている場合を規定する予定です。

**⑧登録時に必要となる輸送の安全及び旅客の利便を確保するために必要な措置**

【法第79条の4第1項第6号】

自家用有償旅客運送の種別に応じて必要となる自動車の保有、必要な要件を満たす運転者の確保、運行管理の体制の整備、整備管理の体制の整備、事故時の損害賠償措置、事故発生時の処理体制の整備等を規定する予定です。

**⑨変更登録を不要とするやむを得ない事由** 【法第79条の7第1項】

道路や橋梁の損壊、道路の通行禁止・制限等をやむを得ない事由として規定する予定です。

**⑩旅客から収受する対価の揭示** 【法第79条の8第1項】

旅客から収受する対価を事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、特に過疎地有償運送及び福祉有償運送については、適切な方法により旅客に事前説明しなければならないことを規定する予定です。

**⑪旅客から収受する対価の基準** 【法第79条の8第2項】

合理的な方法によって算出されていることのほか、特に過疎地有償運送及び福祉有償運送については、営利行為とは認められないものであり、実費の範囲内であること、また、協議会において対価に関する協議が調っていること等を規定する予定です。

**⑫輸送の安全及び旅客の利便を確保するために必要な措置** 【法第79条の9第1項】

第二種運転免許保有者又は国土交通大臣が認定する講習を修了した第一種運転免許保有者による運転、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合における一定の要件を満たした者による乗務、使用する自家用有償旅客運送自動車の数に応じた運行管理の責任者の選任、運転に際しての疾病・飲酒等の有無に関する確認、乗務記録の作成・保存、運転者台帳の作成・備え付け、運転者証の作成・掲示、整備管理体制の整備、損害賠償措置、事故時の処理体制の整備、事故記録の作成・保存、自家用有償旅客運送自動車への車体表示、会員名簿の作成・備え付け、苦情処理体制の整備、苦情記録の作成・保存等を規定する予定です。

**⑬輸送の安全及び旅客の利便の確保に係る命令を実施した場合の届出** 【法第79条の9第2項】

輸送の安全及び旅客の利便の確保に係る命令を受け、これを実施した場合において、その旨を、命令を発した行政庁に届け出なければならないことを規定する予定です。

**(3) その他**

**①一般貸切旅客自動車運送事業の乗車定員** 【法第3条第1号ロ】

1人以上とする予定です。

**②事業計画の変更の事前届出** 【法第15条第3項】

旅客自動車運送事業を行う者が自動車車庫の収容能力を上回る増車を行う場合には、認可を要する旨を規定する予定です。

**③運行計画の変更の事前届出** 【法第15条の3】

一時的な需要に応じた追加的な運行に係る運行計画の設定及び変更の届出について、これまで30日前の届出を要することとしていたところ、これを7日前までとする予定です。

**④事業計画及び運行計画の変更を不要とするやむを得ない事由** 【法第17条】

高速バス運送について、高速自動車国道等における交通事情により定期に運行することができなくなった場合をやむを得ない事由として追加する予定です。

**⑤自家用貨物自動車の使用等の届出等** 【改正前の法第78条～第80条】

法律の規定が削除されたことに伴い、自家用貨物自動車の使用等の届出、共同使用の許可申請、自家用自動車の貸渡しの許可（リース業）に係る規定を削除する予

定です。

**⑥その他**

その他所要の改正を行う予定です。

**2-2. 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の一部改正**

**①運行記録計による記録**

一般乗用旅客自動車運送事業者について、運行記録計による記録を義務付ける対象地域を拡大する予定です。

**②旅客自動車運送事業に用いる自家用自動車に係る運行管理者の選任**

旅客自動車運送事業者が、その事業に法第78条第3号の許可を受けた自家用自動車を使用する場合には、当該自家用自動車の数を合算した数に基づく運行管理者を選任する旨を規定する予定です。

**③その他**

その他所要の改正を行う予定です。

**2-3. その他の関係省令の一部改正**

自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）等について所要の改正を行う予定です。

**3. スケジュール（予定）**

公布日：平成18年7月末

施行日：平成18年10月上旬（一部の規定を除く。）